

旭川市骨髄等ドナー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成金は、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の移植及びドナー登録の推進を図るために、公益財団法人日本骨髄バンク(以下「日本骨髄バンク」という。)が実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者に対し、旭川市骨髄等ドナー助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、この交付要綱の定めるところにより交付する。

(対象者)

第2条 助成金を交付する対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供に関する最終同意書に署名をしていること。
- (2) 骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていないこと。
- (3) 旭川市内に住所を有していること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供に係る次の(1)から(3)に掲げる事項を行うため、通院及び入院(以下「通院等」という。)の日数に1万円を乗じて得た額とし、助成金の交付の対象となる日数の上限は10日とする。

- (1) 健康診断または自己血の採血のための通院、入院
- (2) 骨髄等の採取のための入院
- (3) その他骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院及び面接

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旭川市骨髄等ドナー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の(1)から(4)に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日、または最終同意後に中止となった場合は中止となった日から90日以内に市長に申請するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したこと、または骨髄等の提供に関する最終同意書に署名を行ったことを証明する書類の写し
- (2) 通院等を証明するものの写し
- (3) 振込先口座が確認できる書類
- (4) 住民票の写し

(交付の決定)

第5条 この助成金は、次の（１）及び（２）により交付を決定するものとする。

（１）市長は、４の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、旭川市骨髄等ドナー助成金交付(不交付)決定通知書(様式第２号)により当該申請者に通知するものとする。

（２）市長は、（１）の規定により助成金の交付を決定したときは、交付の決定を受けた申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号

旭川市骨髓等ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

旭川市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

旭川市骨髓等ドナー助成金交付要綱 4 の規定により、旭川市骨髓等ドナー助成金を受け
たく次のとおり申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年	年 月 日生
氏 名		月 日	
骨髓等の提供を行 った日の住所	〒		
骨髓等提供完了日 又は中止日	年 月 日		
骨髓等の提供に係 る通院又は医師等 との面談をした日	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
骨髓等の提供に 係る入院をした期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)		
申 請 金 額	円		

2 振込先（申請者本人名義の銀行口座をご記入ください。）

金融機関名	銀行・信用金庫・農協		
支店名	本店・支店・支所・出張所		
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号（7 桁）	

3 確認事項（該当する場合は□にチェックをいれてください。）

☐ 骨髓等の提供に関する他の助成金等を受けていません。

4 添付書類

- ①日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供が完了したこと、または骨髓等の提供に関する最終同意書に署名を行ったことを証明する書類の写し
- ②上記 1 申請内容の対象期間欄に記載された期間に通院等を証明するものの写し
- ③振込先口座が確認できる書類（通帳の写し等）
- ④住民票の写し

旭医薬第 号
年 月 日

様

旭 川 市 長
(公印省略)

旭川市骨髓等ドナー助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった旭川市骨髓等ドナー助成金の交付について、次のとおり決定したので、旭川市骨髓等ドナー助成金交付要綱 5 の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払予定日 年 月 日
- 3 支払方法 指定された金融機関の口座への振込み
- 4 不交付決定理由